

事 務 連 絡
平成21年9月3日

社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療指導課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発0903第1号
平成21年9月3日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年9月3日付厚生労働省告示第409号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 162	4, 616	3, 167	42	16, 987

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

プリジスタナイーブ錠400mg

- (1) 本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。
- (2) 本製剤は、既収載の「プリジスタ錠300mg」と有効成分が同一の医薬品であり、

薬事法第14条の4第1項第1号の規定による新医薬品には該当しないものであることから、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号（一）に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする）は適用されないものであること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 プリジスタナイーブ錠400mg	ダルナビル エタノール付加物	400mg 1錠	921,90